

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○県営土地改良事業計画を変更した件二件	六三	○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	六四
○地籍調査の成果について認証した件二件	六四	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六四
○道路の区域を変更する件四件	六四	○指定居宅介護サービス事業者を指定した件	六五
○道路の供用を開始する件	六四	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	六五
○海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件	六四	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	六五
○都市計画事業を認可した件	六五	○指定介護予防サービス事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件	六五
○一般競争入札を行う件	六五	○砂利採取業務主任者試験を実施する件	六五
○指定居宅サービス事業者を指定した件	六五	○建築士法による免許を取り消した件	六五
○指定介護老人福祉施設を指定した件	六五		
○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	六五		

告 示

福島県告示第六百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、木伏地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 縦覧の場所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、染地区に係る県営経営体育成基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業変更計画書の写し
- 三 縦覧の期間
- 四 縦覧の場所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六百二十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡下郷町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
- 二 成果の名称

(農村整備領域農地管理グループ)

福島県告示第六百二十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、南会津郡只見町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
只見町
 - 二 成果の名称
南会津郡只見町大字石伏の一部、只見の一部及び田子倉の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
- （農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第六百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所で平成十九年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一四号	伊達郡川俣町大字山木屋字細畑四九番二地先から 同 郡同 町大字山木屋字細田二八番地先まで	変更前	A 七・〇〇	一〇一・〇
		変更後	B 六・〇〇	一一一・〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇〇号	耶麻郡西会津町大字下谷字荒田沢一九〇四番一地从先から 同 郡同 町大字下谷字荒田沢一八五一番四四地先まで	変更前	四・〇〇	七二・〇
		変更後	四・〇〇	七二・〇

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	耶麻郡猪苗代町大字堅田字道北三八番一地从先から 同 郡同 町大字堅田字牛沼村西五九九番一地从先まで 同 郡同 町大字堅田字牛沼村西五九九番一地从先から 同 郡同 町大字堅田字宮西一〇六〇番二地先まで	変更前	A 五・八〇	一一二・七
		変更後	B 五・八〇	三八七・三

県道川桁
停車場堅
田線

耶麻郡猪苗代町大字堅
田字道北三八番一地从
先

同 郡同 町大字堅
田字牛沼村西五九九番
一地从先まで

同 郡同 町大字堅
田字牛沼村西五九九番
一地从先から

同 郡同 町大字堅
田字宮西一〇六〇番二
地先まで

同 郡同 町大字堅
田字牛沼村西五九九番
一地从先から

同 郡同 町大字堅
田字入江村前六九七番
一地从先まで

変更前	B	五・八 一・九	三 八 七 ・ 三
変更後	A	一 一 ・ 五 〇 ・ 〇	二 三 一 ・ 七
	C	一 三 ・ 〇 〇	一 七 〇 ・ 三

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百二十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成十九年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
	耶麻郡猪苗代町大字堅 田字道北三八番一地从 先		A 一 一 ・ 五 〇 ・ 〇	二 三 一 ・ 七
	同 郡同 町大字堅 田字牛沼村西五九九番 一地从先まで			
	同 郡同 町大字堅 田字入江村前六九七番 一地从先まで			

変更前	B	五・八 一・九	三 八 七 ・ 三
変更後	A	一 一 ・ 五 〇 ・ 〇	二 三 一 ・ 七
	C	一 三 ・ 〇 〇	一 七 〇 ・ 三

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百三十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所平成十九年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
	耶麻郡猪苗代町大字堅田字道北三八番一地从 先	

県道川桁停車場堅田線	同 郡同 町大字堅田字牛沼村西五九九番 一地先まで	平成一九年 九月一日
同 郡同	町大字堅田字牛沼村西五九九番	
同 郡同	町大字堅田字入江村前六九七番	
一地先まで		

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百三十一号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十五年福島県告示第九百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月十四日

福島県常磐沿岸釣師浜漁港海岸大戸浜地区海岸の項を次のように改める。

福島県知事 佐藤 雄平

福島県仙台湾沿岸 釣師浜漁港沿岸 大戸浜地区沿岸	一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅹ座標系) 基点1 X二〇七九八九・〇六二 Y九七二二七・八三二 の点 基点2 X二〇八〇九一・七七一 Y九七一八三・一七一 の点 基点3 X二〇八一七〇・六五九 Y九七二一〇・八八三 の点 補助点1の1 X二〇八〇〇四・三五九 Y九七二九四・ 〇八八の点 補助点2の1 X二〇八一一九・三五二 Y九七五七一・ 一七四の点 補助点3の1 X二〇八四〇五・六七四 Y九七四五二・ 三四八の点 補助点4の1 X二〇八三〇二・一八二 Y九七二〇二・ 九七四の点
二 区域	基点1、基点2、基点3、補助点4の1、補助点3の1、 補助点2の1、補助点1の1を順次直線で結んだ線並びに 補助点1の1と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区 域で次の図に示す区域(次の図は、省略する。)

(河川港湾領域港湾漁港グループ)

福島県告示第六百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称
喜多方市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
喜多方都市計画道路事業 三・四・四号 坂井四ツ谷線
- 三 事業施行期間
平成十九年九月十四日から平成二十五年三月三十一日まで
- 四 事業地
収用の部分 福島県喜多方市字御清水、字梅竹及び字西四ツ谷地内
使用の部分 福島県喜多方市字御清水、字梅竹及び字西四ツ谷地内

(都市領域都市整備グループ)

公 告

公告第五百十二号

最終処分場残余容量確認調査業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 入札に付する事項
 - 1 件名及び数量 最終処分場残余容量確認調査業務 一式
 - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十年三月十四日
 - 4 納入場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- 1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- 3 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十

五号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

4 国又は地方公共団体から委託を受けてこの公告に示した業務若しくはこれと類似する業務を実施した実績を有する者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2から4までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、平成十九年九月二十八日(金)午後五時十五分までに当該申請を行わなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。

郵便番号九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県生活環境部環境保全領域産業廃棄物対策グループ

電話〇二四―五二一―七二六四

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年九月二十日(木)午前十時 福島県庁東分庁舎二階二〇三会議室(福島県福島市杉妻町五番七十五号)

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年十月十二日(金)午後一時三十分 福島県自治会館七階七〇三会議室(福島県福島市中町八番二号)

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

七 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を

行った者を落札者とする。
3 契約書作成の要否 要
4 その他 詳細は、入札説明書による。

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第五百十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
東西しらかわ農業協同組合いきいき福祉センター	東白川郡棚倉町下山本字六角堂一―一四	東西しらかわ農業協同組合	福島県白河市表郷金山字越堀一四三	平成一九年九月一日	訪問介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売
NPO法人アイ・サポートセンター	石川郡玉川村岩法寺字方丈一〇四	特定非営利活動法人アイ・サポート	同 県石川郡玉川村岩法寺字方丈一〇四	同	訪問介護
ライフ・ケアサービス	双葉郡大熊町下野上字清水八二―三	株式会社アクティブ	同 県双葉郡大熊町下野上字金谷平三五三―一	同	同
さざんか高坂	いわき市内郷高坂町一丁目八五―六	有限会社KY企画	同 県いわき市内郷宮町金坂一九七―二四九	同	通所介護
特別養護老人	郡山市喜久田	社会福祉法	同 県郡山市	同	短期入所

人ホーム笑風苑	町前田沢字小室山五―四五	人笑風会	喜久田町前田沢字小室山五―四五		生活介護
山内クリニックショー トステイ	いわき市明治団地二二―一九	医療法人医和生会	同 県いわき市平谷川瀬字三十九町一九―三	同	同
アップル介護サービス	福島市鎌田字御仮家七三―二 C―二〇一	有限会社ネットワーク調剤	同 県福島市鎌田字御仮家四九	同	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
サポート	西白河郡矢吹町八幡町二七	株式会社しらかわ技術	同 県白河市東千田字正札	同	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六條第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事業所の所在地	指定年月日
株式会社西郷村あい居宅介護支援事業所	西白河郡西郷村小田倉字狼山合一	株式会社西郷村あい居宅介護支援事業所	福島県西白河郡西郷村小田倉字狼山合一	平成一九年九月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八條第一項第一号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成十九年九月十四日

施設の名 称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム笑風苑	郡山市喜久田町前田沢字小室山五―四五	社会福祉法人笑風会	福島県郡山市喜久田町前田沢字小室山五―四五	平成一九年九月一日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五條の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
厚生会クリニク	福島市野田町三丁目三―二	特定・特別医療法人福島厚生会	福島県福島市北沢又字成出一六―二	平成一九年六月一日	通所リハビリテーション
いきがい村デイサービスセンター	いわき市小浜町東ノ作一六四―二	医療法人社団正風会	同 県いわき市小名浜林城字塚前三―一	同 年七月三十一日	通所介護
有限会社夢眼館おくやま	相馬市中村字新町二〇六一―五	有限会社夢眼館おくやま	同 県相馬市中村字新町二〇六一―五	同 年八月三十一日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
アップル介護サービス	福島市鎌田字御仮家七三―	有限会社ネットワーク	同 県福島市鎌田字御仮家	同 年八月三十一日	同

東西しらかわ農業協同組合福祉支援センター	白河市表郷金山字越堀一四三	東西しらかわ農業協同組合	同 県白河市表郷金山字越堀一四三	同	訪問介護福祉用具
あい・デイサービスセンター矢吹	西白河郡矢吹町一本木三八一	アイランドサポート株式会社	同 県郡山市安積町荒井字林之越六一	同 年 七月三十一日	通所介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

健康倶楽部あいづ居宅介護支援事業所	会津若松市一箕町大字亀賀字藤原三三二	医療法人社団平成会	福島県大沼郡会津美里町荻窪字上野一八五	平成一九年七月三十一日	廃止年月日
-------------------	--------------------	-----------	---------------------	-------------	-------

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人に)	事業者の主たる事務所の種類
--------	-------------	-------------	-------------	---------------

株式会社コムスン福島笹谷ケアセンター	福島市笹谷字忽滑三一〇イヤルガーデン四棟四〇八号	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇一	訪問介護
医療法人慈正会やまおかりニック付属東笹谷デイケアセンター	同 市笹谷字片目清水三二	医療法人慈正会	福島県福島市笹谷字稲場二八一五	通所リハビリテーション
訪問介護事業所みらい	郡山市富田町字愛宕前七七一七横山ビル二〇三号	株式会社エコージェンシー	同 県郡山市大町一丁目一四一	訪問介護
パーソナルケアスタッフ常磐	いわき市常磐上湯長谷町山ノ神一四一四	株式会社フ株式会社	同 県いわき市中央台飯野四丁目二一四	同
有限会社旭介護支援センター指定訪問介護事業所	須賀川市旭町一六〇一三	有限会社旭介護支援センター	同 県須賀川市大町二四〇	同
船引指定訪問介護事業所	田村市船引町船引字東中子	社会福祉法人田村市社会福祉協議会	同 県田村市船引町船引字東中子	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第五百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
株式会社 倉伸ウエルビーイング事業部	株式会社 倉伸介護ウエルビーイング事業部	双葉郡富岡町大字仏浜字西原二四四	双葉郡大熊町大字熊字新町七二五	株式会社 倉伸	福島県双葉郡富岡町大字仏浜字西原二四四	福祉用具貸与 特定福祉用具販売

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第五百二十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
ライフ吉井田居宅介護支援事業所	福島市伏拝清水内二五	福島市吉倉字谷地三六一	社会福祉法人ライフ・福島	福島県福島市松川町字産子内一
居宅介護支援事業所	郡山市富田町字愛宕前七七七	郡山市富田町字愛宕前七七七	株式会社エコーエージェ	同 県郡山市大町一丁目一四一

船引指定居宅介護支援事業所	田村市船引町船引字東中子縄七	田村市船引町船引字源次郎一三	社会福祉法人田村市社会福祉協議会	同 県田村市船引町船引字東中子縄七
---------------	----------------	----------------	------------------	-------------------

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第五百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称（個人にあつては、氏名）	申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	指定年月日	サービスの種類
東西しらかわ農業協同組合いきいき福祉センター	東白川郡棚倉町下山本字六角堂二一四	東西しらかわ農業協同組合	福島県白河市表郷金山字越堀一四三	平成一九年九月一日	介護予防訪問介護 介護用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
NPPO法人 アイ・サポートセンター	石川郡玉川村岩法寺字方丈一〇四	特定非営利活動法人アイ・サポート	同 県石川郡玉川村岩法寺字方丈一〇四	同	介護予防訪問介護
ライフ・ケアサービス	双葉郡大熊町下野上字清水八二一三	株式会社アクトイブ	同 県双葉郡大熊町下野上字金谷平三五	同	同

事業所 事業所の所在地 事業者の名 (個人に) 事業者の主たる事務所の所 廃止年月日 サービスの種類

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

公告第五百二十二号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

(生活福祉領域介護保険グループ)

サポート	西白河郡矢吹町八幡町二七	株式会社しらかわ技術	同 東千田字正札	同	同	同	同
アップル介護サービス	福島市鎌田字御仮家七三二二コーポF K C一〇一	有限会社ネットワーク調剤	同 県福島市鎌田字御仮家四九	同	同	同	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
山内クリニックステイ	いわき市明治団地二二一	医療法人医和生会	同 県いわき市平谷川瀬字三十九町一九一三	同	同	同	同
特別養護老人ホーム笑風苑	郡山市喜久田町前田沢字小室山五一四五	社会福祉法人笑風会	同 県郡山市喜久田町前田沢字小室山五一四五	同	同	同	介護予防短期入所生活介護
さざんか高坂	いわき市内郷高坂町一丁目八五一六	有限会社K Y企画	同 県いわき市内郷宮町金坂一九七一二四九	同	同	同	介護予防通所介護

あい・デイサービスセンター矢吹	西白河郡矢吹町一本木三八一	アイランドサポート株式会社	同 県郡山市安積町荒井字林之越六一一	同 七月三十一日	介護予防通所介護
厚生会クリニック	福島市野田町三丁目三一二	特定・特別医療法人福島厚生会	福島県福島市北沢又字成出一六一二	平成一九年六月一日	介護予防通所リハビリテーション
いきがい村デイサービスセンターテルメ照島	いわき市小浜町東ノ作一六四一二	医療法人社団正風会	同 県いわき市小名浜林城字塚前三一一	同 七月三十一日	介護予防通所介護
有限会社夢眠館おくやま	相馬市中村字新町二〇六一五	有限会社夢眠館おくやま	同 県相馬市中村字新町二〇六一五	同	介護予防福祉用具貸与
アップル介護サービス	福島市鎌田字御仮家七三二二コーポF K C一〇一	有限会社ネットワーク調剤	同 県福島市鎌田字御仮家四九	同 八月三十一日	同
東西しらかわ農業協同組合福祉支援センター	白河市表郷金山字越堀一四三	東西しらかわ農業協同組合	同 県白河市表郷金山字越堀一四三	同	介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

あつては、(個人に) 在地(個人にあつては、住所)

公告第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年九月十四日

（生活福祉領域介護保険グループ）

福島県知事 佐藤雄平

株式会社コ ムスン福島 笹谷ケアセ ンター	福島市笹谷字 忽滑三ー一ロ イヤルガーデ ン四棟四〇八 号	福島市笹谷字 出水上二四一 ハロイヤルガ ーデン四棟四 〇八号	株式会社コ ムスン	東京都港区 六本木六丁 目一〇一ー一	介護予防 訪問介護
医療法人慈 正会やまお クリニック 付属東笹谷 デイケアセ ンター	同 市笹谷字 片目清水三ー 二	同 市笹谷字 稲場二八ー五	医療法人慈 正会	福島県福島 市笹谷字稲 場二八ー五	介護予防 通所リハ ビリテー ション
訪問介護事 業所みらい	郡山市富田町 字愛宕前七七 一七横山ビル 二〇三号	郡山市富田町 字愛宕前七七 一七横山ビル 一〇四号	株式会社エ コエージェ ンシー	同 県郡山 市大町一丁 目一四一ー 四	介護予防 訪問介護
パーソナル ケアスタッ フ常磐	いわき市常磐 上湯長谷町山 ノ神一四一四	いわき市常磐 上湯長谷町山 ノ神前一四一 四	パーソナル ケアスタッ フ株式会社	同 県いわ き市中央台 飯野四丁目 二一四	同
有限会社旭 介護支援セ	須賀川市旭町 一六〇一三	須賀川市大町 二四〇	有限会社旭 介護支援セ	同 県須賀 川市大町二	同

公告第五百二十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。
平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤雄平

（生活福祉領域介護保険グループ）

センター指定 訪問介護事 業所	船引指定訪 問介護事業 所	田村市船引町 船引字東中子 縄七	田村市船引町 船引字源次郎 一三一	同 県田村 市船引町船 引字東中子 縄七	同
					センター 四〇
					社会福祉法 人田村市社 会福祉協議 会

公告第五百二十五号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。
平成十九年九月十四日

（生活福祉領域介護保険グループ）

変更前の 事業所の 名称	変更後の 事業所の 名称	変更前の 事業所の 所在地	変更後の 事業所の 所在地	事業者の 名称（個 人にあっ ては、氏 名）	事業者の 主たる事 務所の所 在地（個 人にあっ ては、住 所）	サービ スの種 類
株式会社 倉伸ウエ ルビーイ ング事業 部	株式会社 倉伸介護 ウエルビ ーイング 事業所	双葉郡富岡 町大字仏浜 字西原二四 四	双葉郡大熊 町大字熊字 新町七二五	株式会社 倉伸	福島県双 葉郡富岡 町大字仏 浜字西原 二四四	介護予防 福祉用具 貸与 特定介護 予防福祉 用具販売

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験日時
平成十九年十一月九日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所
福島県庁西庁舎四階四〇一会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)
- 三 受験願書の提出期間
平成十九年十月一日から同月十九日まで(郵送による場合は、同月十九日までの消印があるものを有効とする。)
- 四 受験手数料
受験手数料は、七千六百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書の所定の欄にはって納入すること(消印はしないこと。)
- 五 その他
受験願書等の用紙は、福島県土木部土木総務領域総務予算グループ及び福島県建設事務所(あぶくま高原自動車道建設事務所、相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所、県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所及び木戸ダム建設事務所を除く。以下同じ。)で配布し、受付は、福島県土木部土木総務領域総務予算グループで行う。なお、詳細については、福島県土木部土木総務領域総務予算グループ又は福島県建設事務所に問い合わせること。

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五百二十六号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第九條第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成十九年九月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 免許の取消しをした年月日 平成十九年九月七日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名 吉田 博
- 三 登録番号 第八百四十三号
- 四 免許の取消しの理由 建築士法第八條の二の規定による届出があったため
(建築領域建築指導グループ)